

保育所等整備借入償還金補助金交付要綱を廃止する要綱

保育所等整備借入償還金補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の保育所等整備借入償還金補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により、補助金の交付を受けている者については、旧要綱第5条に規定する補助の期間は、旧要綱第3条から第8条までの規定は、この要綱施行後でも、なおその効力を有する。